

船舶事故調査報告書

平成26年1月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成25年5月29日 16時00分ごろ以降の刺し網の敷設を終えた時刻～17時20分ごろの間）
発生場所	不明（千葉県南房総市七浦漁港北東方沖（刺し網の敷設場所）～南房総市所在の七浦港導灯（前灯）から真方位280° 58m付近の間）
事故調査の経過	<p>平成25年5月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。</p>
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{せいふう} 清風丸、0.98トン CB3-83311（漁船登録番号）、個人所有 6.08m (Lr) × 1.63m × 0.45m、FRP ガソリン機関（船外機）、60kW（動力漁船登録票による）、昭和54年10月29日
乗組員等に関する情報	船長 男性 83歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月9日 免許証交付日 平成21年9月14日 （平成26年9月19日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、地元地区の取決めに従い、平成25年5月29日16時00分ごろ、七浦漁港北東方沖の漁場において、えび刺し網漁の網を敷設するため、七浦漁港を出港した。</p> <p>住民Aは、17時20分ごろ、七浦港導灯（前灯）から真方位280° 58m付近から約100m北の歩道を散歩中、本船が通常の刺し網の敷設時間を過ぎて洋上にいることを不審に思い、注視し、船首付近に落水している船長を発見したので、僚船の船長等に救助を求めた。</p> <p>僚船の船長等は、17時40分ごろ、本船へ到着したが、船長の姿を確認できなかったため、本船を七浦漁港へえい航することとした。</p> <p>船長は、本船が僚船によって七浦漁港へえい航される際、網に絡ん</p>

	<p>でいるところを見付けられて救助された後、搬送先の病院で死亡が確認された。</p> <p>船長の死因は、溺死と検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約8m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m、水温 約19.8℃</p>
その他の事項	<p>本船は、船外機がチルトアップされた状態であり、プロペラに刺し網が巻き付いており、また、船体に他船との衝突痕は認められなかった。</p> <p>船長は、発見された際、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船の刺し網は、漁場に全量敷設されており、船内には残っていなかった。</p> <p>船長が所持していた携帯電話は、本事故後、船内で発見された。</p> <p>船長は、いつも七浦漁港北東方沖で操業していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、七浦漁港北東方沖の漁場において、29日16時00分ごろ以降に刺し網の敷設を終えた後、17時20分ごろ、七浦港導灯（前灯）から真方位280°58m付近において、船長が、船首付近に落水しているところを発見されたので、この間に落水したことから、死亡するに至ったものと考えられる。</p> <p>本船は、刺し網の全量が七浦漁港北東方沖の漁場に敷設されており、船外機がチルトアップされた状態であり、プロペラに刺し網が巻き付いていたことから、刺し網を敷設した後、船長が、絡網した刺し網を除去しようとしていた際、落水した可能性があると考えられるが、落水及び溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が七浦漁港北東方沖の漁場で刺し網の敷設を終えた後、船長が落水したため、発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣を着用すること。 ・防水型携帯電話を常に携帯し、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。